

## 第2期のびのび塩竈っ子プランの主な修正箇所等について

P44

## ○教育事業（幼稚園、認定こども園【教育部分のみ】）

1号認定及び2号認定（教育ニーズ）【3～5歳】における教育施設のニーズ量の見込みと確保の状況において、パドマ幼稚園から特定教育・保育施設の申請があったため、確保方策にその数値を反映させました。

具体的には、各年度において特定教育・保育施設が90人増加、確認を受けない幼稚園が140人減少となっています。

P50、P51、P53、P55、P57

## ○乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、延長保育事業、妊婦健康診査事業、放課後児童健全育成事業

各事業の利用状況の推移において、実人数を記載すべきところについて、「総利用者数」を「実利用者数」に修正しました。

P51

## ○養育支援訪問事業

現状と課題において、実利用人数は減少していますが、利用回数は増加していました。しかし、数値としては実利用人数を載せるしかない状況のため、数値との関係性が分かりにくくなっていました。そのため、現行プランを参考に以下のとおり修正します。

（修正前）

- 養育支援訪問事業の利用回数は年々増加しており、子育てに不安を抱える親や、養育環境に課題がある家庭が増えている傾向にあります。

（修正後）

- 乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、虐待等の要保護児童関連事業など、複数の事業と関連性が高いため、関係機関や関係部署との連絡調整が重要となっています。

（修正前）

- 養育支援の必要な家庭に対して、保健師や助産師による相談・指導・助言等の支援及びヘルパーによる育児・家事の援助を行っていますが、配慮すべき家庭は増加傾向にあります。

（修正後）

- 多様なケースがあるため、訪問者である保健師等には、多様な知識・経験が必要とされます。
- 支援開始時期等の見極め、支援の長期化、支援対象世帯の介入拒否などに適切に対応し、継続的な支援を行う必要があります。

また、上記修正に伴い確保方策も追加しました。

（追加文章）

- 訪問者の資質の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。

## ○病児保育事業

病児なのか病後児なのかということですが、国の要綱上の事業名は「病児保育事業」となっていますので、表記としては「病児保育事業」に統一します。ただし、事業の説明のところに下記のとおり文章を追加します。

(追加文章)

病児保育事業には、病児対応型・病後児対応型・体調不良対応型・非施設型（訪問型）・送迎対応の5類型があります。

また、ニーズ量や確保方策についても今回記載することにしました。ニーズ量の補正については、国が参考として示した方法の一つに、手引きにより算出された「量の見込み（人日）」から「日常的・緊急的に祖父母等に見てもらえる」と回答した割合に相当する人日を控除するというものがありましたので、それを参考に、手引きにより算出された「量の見込み（人日）」から「いずれもない」以外の回答をした割合に相当する人日を控除しています。

確保方策については、今のところ具体的な予定はありませんが、市の姿勢として掲載することとし、令和5年度からの事業開始を目指します。そのため、確保方策にも事業開始時期等の記載をしました。なお、数値に関しては、土曜日も開所、定員は3人の想定で、52週×6日×3人=936人日とします。

### ○ニーズ量の見込み（補正前）

単位：人日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,764	3,702	3,638	3,609	3,539

### (参考) ニーズ調査 問8 親族・知人等協力者の状況

No.	項目	回答率 (%)
1	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	33.4
2	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	60.7
3	日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	0.8
4	緊急時もしくは用事の際に子どもを預けられる友人・知人がいる	5.1
5	いずれもない	11.8
6	無回答	1.4

### ○量の見込み（補正後）

単位：人日

補正率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11.8% (5のみ)	444	436	429	425	417

P60

○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼稚園には、子ども・子育て支援新制度の幼稚園と特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園（確認を受けない幼稚園）がありますので、本文中の「幼稚園の保育料」を「確認を受けない幼稚園の保育料」に修正しました。

P64

○主要な施策1 子どもが健全に育つ環境づくり

現状と課題の2段落目について、パブリックコメントのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。

（修正前）

少子化の影響で、地域で仲間をつくる場が少なくなっているのに加え、遊具による事故の危険性を減らすため、多種類の遊具を備えた公園が少なくなっています。子どもたちが安全に遊びながら、多くの体験をすることができる環境づくりが求められます。

（修正後）

少子化の影響で、地域で仲間をつくる場が少なくなっているのに加え、遊具による事故の危険性を減らすため、多種類の遊具を備えた公園が少なくなっています。子どもたちが遊びを通して多くの体験をすることができる、安心して利用しやすい環境づくりが求められます。

P65

○施策（1）身近な遊び場の提供

施策の説明について、パブリックコメントのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。

（修正前）

○子どもたちが地域の中でいきいきと遊ぶことができるよう、安全で身近な遊び場を確保しながら、子どもたちが気軽に集まり、さまざまな遊びを体験、創造できるような空間の整備を図ります。

（修正後）

○子どもたちが地域の中でいきいきと遊ぶことができるよう、地域の大人や子どもたちの意見を聞きながら、安全で身近な遊び場を確保し、子どもたちが気軽に集まり、さまざまな遊びを体験、創造できるような空間の整備を図ります。

P66

○施策（3）次代を担う世代の育成と充実

施策の説明について、前回の会議やパブリックコメントのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。また、それに併せて事業の内容も修正します。

（修正前）

○次の時代を担う子どもたちの「ふるさとを愛する心」を育むことにより、「ふるさと塩竈」について自ら学び、主張し、そして創り出していく、将来の「まちづくり」の担い手を育てます。

○人を思いやる心を育てるとともに、これまでの自分の成長を振り返り、家庭を築くことの喜びを学習する機会を提供します。また、乳幼児とのふれあいや乳幼児保育の体験学習等により、次世代の「親」になるための学習をサポートします。

(修正後)

○次代を担う世代が子どもや家庭・家族について考える機会を提供し、一人一人が家庭・家族や子育ての意義について理解を深められるようにします。

○次代を担う子どもたちの「ふるさとを愛する心」を育むことにより、「ふるさと塩竈」について自ら学び、主張し、そして創り出していく将来の「まちづくり」の担い手を地域で活動する団体等と協力しながら育成していきます。

(修正前)

1) 子どもの目から見たまちづくりの推進		
① まちづくりについての子どもの学習機会の充実	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】「しおがま“何でも”体感団」の充実		
② まちづくりについて子どもが意見を発表する機会の充実	担当課 生涯学習課・都市計画課	第1期評価：B
【事業内容等】「塩竈こどもゆめ議会」などの開催や支援まちづくりの作文や絵画、標語などの募集及びまちづくりに関するプラン作成時での子どもへのアンケートなどの実施		
2) 子どもや家庭の大切さを知るための学習機会の提供		
① 家庭の大切さを学ぶ機会の充実	担当課 学校教育課・健康推進課	新規
【事業内容等】中学生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施、1/2成人式、立志式・立志発表会		
② 乳幼児とふれあう学習機会の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】中高生の保育所などでの乳幼児保育体験学習、中学生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施（再掲）		

(修正後)

1) 子どもや家庭・家族について考える機会の提供		
① 家庭・家族の意義や役割への理解を深める教育の充実	担当課 学校教育課	新規
【事業内容等】家庭科や総合的な学習の時間などの関係教科の充実		
② 乳幼児とふれあう学習機会の充実	担当課 子育て支援課・健康推進課 生涯学習課	第1期評価：A
【事業内容等】中学生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施、中高生の保育所などでの乳幼児保育体験学習		
2) 子どもの目から見たまちづくりの推進		
① まちづくりについての子どもの学習機会の充実	担当課 生涯学習課	第1期評価：B
【事業内容等】「しおがま“何でも”体感団」の充実		
② まちづくりについて子どもが意見を発表する機会の充実	担当課 生涯学習課・都市計画課	第1期評価：B
【事業内容等】「塩竈こどもゆめ議会」などの開催や支援まちづくりの作文や絵画、標語などの募集及びまちづくりに関するプラン作成時での子どもへのアンケートなどの実施		

P74

○施策（１）家庭教育の充実 １）親の意識啓発 ③男女共同意識の普及啓発

事業内容等について、下記のとおり修正します。

（修正前）

【事業内容等】 男性の家事・育児への積極的な関わりの促進や地域での子育て活動への参加促進

（修正後）

【事業内容等】 互いに支えあう家庭生活に関する意識の啓発や地域での子育て活動への参加促進

P86

○主要な施策２ 児童虐待防止対策の充実

現状と課題の３段落目について、パブリックコメントのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。

（修正前）

平成6年4月、わが国が批准した「児童の権利に関する条約」にも、子どもの権利や自由を尊重し、すべての子どもの幸せを目指し、これらが最大限尊重される社会づくりを実現することが社会の責務としてうたわれています。児童虐待、体罰や暴力のない社会をつくる上で、子どもの権利についての普及啓発が必要です。

（修正後）

平成6年4月、わが国が批准した「児童の権利に関する条約」にも、子どもの権利や自由を尊重し、すべての子どもの幸せを目指し、これらが最大限尊重される社会づくりを実現することが社会の責務としてうたわれています。

児童虐待、体罰や暴力のない社会をつくる上で、大人への啓発活動に加え、子ども自身が自ら権利を持っていることを認識できるような啓発活動が必要です。

P87

○施策（１）児童虐待防止の強化

施策方向について、パブリックコメントのご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。

（修正前）

○家庭や地域、学校、行政など社会のあらゆる分野において、「子どもにとって大切なことは何か」を常に念頭においた取り組みが進められるよう、子どもの基本的な権利についての意識啓発、普及を推進します。

（修正後）

○家庭や地域、学校、行政など社会のあらゆる分野において、「子どもにとって大切なことは何か」を常に念頭においた取り組みが進められるよう、大人だけでなく子ども自身も子どもの権利について考えられるような意識啓発、普及を推進します。